

令和6年第2回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和6年6月19日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4 番	高 橋 伸 治
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	6 番	間 宮 寿 和
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教育文化部長	天 野 富 三
会計管理者 兼会計課長	田 島 直 樹
総務課長	伊 藤 博 臣
税務課長	森 泰 人
環境経済課長	西 川 雪 秀
住民課長	宮 川 雅 人
福祉子ども課長	朝 日 純 子
教育文化課長	赤 塚 暢 子

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	佐々木 正道
書 記	坂 口 朱 里

1. 議事日程（第3号）

令和6年6月19日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第46号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第3 第47号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第4 第48号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認について
- 日程第5 第50号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第6 第51号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第52号議案 笠松町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第53号議案 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について
- 日程第9 第54号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 第55号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 第56号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第12 第57号議案 令和6年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第13 第58号議案 令和6年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により順次質問を許します。

8番 川島功士議員。

○8番（川島功士君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回は地域防災の進め方ということで、地域コミュニティのこと、消防団のことを取り上げていきたいというふうに考えております。

まず地域コミュニティについて、一体どういうことかということについて調べてみると、ウィキペディアによると、地域コミュニティとは地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指すとあります。つまり、日常生活で一般的に関わっている団体は地域コミュニティに準じていると言えるというふうに思っております。

また、消防団についてその根拠を調べてみると、総務省消防庁のホームページには以下のように記載されております。消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担いますとあります。さらに、総務省消防庁のホームページ「平成23年度版消防白書」のところには、地域のコミュニティの核として消防団の充実・強化という項目の設定もございます。

災害時などには、さきに述べた地域コミュニティの様々な団体を消防団の核となるよう求められた団体であるということが考えられるということが分かります。しかしながら、消防団員の確保以前に、いわゆる地域コミュニティへの参加意識すら希薄化しているように思われてなりません。単位子ども会の消滅、ある地区の小学校への集団登校班の解散をきっかけとし、他の地区での解散の検討、町内会への加入率の低下、笠松町は県資料によると令和2年には80%台とありましたが、現在は79.1%になっていると6月7日に回答をいただいております。さらに、令和2年の岐阜県のデータによると岐南町は70%台、羽島市が70%台、岐阜市もおおよそ60%になっております。6月15日に岐阜の市議にお会いしたのでお聞きしたところ、その市

議の地元は50%を切っているとおっしゃっておられました。岐南町での加入率は76.4%というふうにお聞きしております。商工会の加入者も減少、お祭りみこしの減少等、幾つもの地域コミュニティの維持が険しくなる方向に来ているようでありませぬ。これらを住民の皆さんが必要としていなければ仕方がないとするのか、地域コミュニティの活性化に向けて何がしかの手だてを考えるのかをお答えください。

大きな災害が一度発生すれば、この地域コミュニティの充実がその後の生死を分ける一端となることもあり得ると考えています。そして、復興への導きも大きな影響があるものというふうに考えております。

さらに、消防団は地域コミュニティの核となる団体であります。笠松町消防団の定数は笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の第3条で、団員の定数は120人とするとありますが、これの根拠と変遷をお知らせください。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） おはようございます。

ワテンポちょっと置いてからというふうにお指示がありましたので、これから気をつけたいと思います。

川島議員さんからの地域防災についての進め方、まず地域コミュニティ活性化に向けての手だてについての御質問に対する答弁をさせていただきたいと思っております。

1点目の地域コミュニティの活性化の件につきましては、以前は町内会への加入は普通のことであり、また地域行事の参加も当然である、参加して当たり前だという意識が高かった時代がありましたが、最近では町内会、子ども会、PTAなどのコミュニティ組織への加入においても、加入することにより享受できるメリット、あるいはデメリットなどが加入の判断基準として捉えられ、従来の考え方では対応できないことが多々ございます。しかしながら、町内会は昔も今も重要であることには変わりませぬし、地域の見守り活動、防災・防犯活動など、地域コミュニティに期待する部分はいまだに大きいものがあると認識しております。

消防団の成り手不足、地域行事の住民参加の減少につきましては、住民個人の地域コミュニティに対する価値観の変化によるものでありますが、まずは町から町内会にお願いしている業務等の負担軽減や方法の見直しなどを行い、今の町内会が持続できるような方策を検討しているところでございます。

続きまして、消防団の団員定数120人の根拠と変遷についてのお尋ねでございますが、現在の団員の定数の変遷は、平成18年に130名から10人減の120名の定数になっております。その際の定数見直しの根拠といたしましては、通常の火災に必要な団員数と大規模災害時等の住民の

避難誘導に必要な団員数を可住地などの面積により算定する国の指針がございますので、その根拠に従って算定した定数であります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

[8 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） 御答弁ありがとうございました。

今回は地域コミュニティーということで私も取り上げましたけれども、高橋議員も、それから竹中議員も、それから間宮議員も地域コミュニティーということに関連づけていうと、そういうことに関連した質問になっていると思います。

さきの議員の答弁のときにも町長言われましたように、議員も一緒になってというふうに言われましたように、この議員も8人中4人がそれを取り上げているということは、やっぱり危機感を持って対応したいというふうに切に願っている証拠だというふうに思っておりますので、ぜひ前向きに取り組んでいていただきたいと思いつつながら、そういうことで私の質問を再質問させていただきたいと思つています。

消防団の件なんですけれども、確かに130から120になったときというのは私も現職の議員だったんです。あのときも、ずうっと10人ぐらひは長いこと定数が足りていなかったという思いも残っております。しかし、先ほど言われましたように国の計算式というのを見ました。ただ、なかなか自分で計算するのは難しかったんですけれども、ただ計算の仕方によっては随分差が出るということが分かりました。

もう一つ、2024年4月1日に発表された岐阜県下42市町村の消防団員の定数に関する充足率というものの順位が発表されました。笠松町は42市町村中36位ということで、120人の定数で102人で85%ということで、決してすごい少ないというわけではないと思うんですけれども、県下の順位からいうと低かったというのは現状だと思います。非常に人を集めるのに対して町内会の方に御苦勞をかけたりいろんなことをしているということで、定数を下げたいというような思いがあるんだろうなというのは分かります。

また、地方交付税の算定のほうから見ると、人口10万人当たり583人というのが算定基礎だというふうにネットで拝見しました。それを人口2万2,000人で割り返してみると128人ということで、前の130人から120人という定数というのは、交付税算定の考え方からいうと妥当な数字ではないかなというふうに思つています。

さらに、もう一つ考えていくと、消防団員の公務災害補償等共済掛金というものがあって、これは消防団も水防団も同じなんですけれども、1人当たり1,900円、前年度の10月1日時点の定数に応じて支払うことになっているというふうに規定があります。例えばこれ今120人を、例えば10人ぐらひ足りていないので10人減らしても、1,900円掛ける10で1万9,000円、この分

は確実に経費は削減できるというふうに思います。

しかし、例えば先ほど言いましたように、また消防団の金銭的な処遇改善ということで、令和4年度以降、交付税算入が抜けて処遇改善のためのお金というのは交付税算入でいただけるようにもなったということで、いろいろな自治体が処遇改善のための金額の変更というのをしておられます。そういうことを考えた場合、全体的に笠松町として消防団の定数を検討する状況にあるのかどうかについてお答えください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 消防団をめぐっては、ここ数年、いろんな消防団の団員の皆さんもいろいろ改革を進めてまいりました。例えば、操法大会や出初め式、年末夜警のそういったもの見直しによって負担軽減という中で、こうした中、定数削減というのも当然改革の一つになってくるとは認識しているところであります。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

今現在、消防団というのは例えば僕がやっておった昔のように、一番に出て行って水をかけるのが消防署より先に行かないかんみたいな、そんな時代ではないというふうに思っています。本署のバックアップとか、交通整理であったり日頃の防火運動であったりということに主眼が置かれてきているというのは十分分かっておりますが、しかし、例えば今日いろいろありますけれども、ある程度団員数をそろえていないと、例えば大規模災害になったときに非常に困るということと、そういうことを消防団員の方がモチベーションの一つにしていくというのにも必要なというふうに思っております。

令和6年第1回定例会の中では、引退された安田議員、岡田議員も消防団について取り上げて、防災について取り上げておられました。安田議員の答弁にありまして、何かいろいろアンケートを取られて、10月に県下消防団員を対象にしたアンケート調査を行うというふうにあつたんですけれども、そのアンケート調査というのは、何が行われてどんな結果だったかというのは今分かりますかね。

○議長（伏屋隆男君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時20分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

川島功士議員の質問に対する答弁を求めます。

足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

県で消防団員に対するアンケート調査を行いまして、うちの消防団員104名のうち46名の方が回答しております、内容といたしましては消防団に入ったきっかけですとか、全国的に団員の負担軽減が課題となっておりますが、どのような取組が必要でしょうかとか、あと一人でも多くの方に消防団員になっていただくためにはどのような取組が必要でしょうかというような調査がございまして、県のほうからほかの市町村等のそういった結果のほうはまだ届いてはおりません。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

先に言っておけばよかったですね、すみませんでした。

それは笠松町の分は届いているということなんですか。届いているのであれば、簡単な内容はちょっと後でいいのでお示ししていただけるとありがたいなということと、それから笠松町でもアンケートを取られたというふう聞いたと思うんですけど、それはそのことのことなんですか、県のことなんですか。

それと、そういう内容、結果については団員の皆さんや団の役員の皆さんと共有されているのか、する予定なのか、いかがでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

昨年調査を行ったのはこの調査だけでございまして、消防団員に対する笠松町独自の調査というのは行ってはおりません。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） すみません、それを団員と共有するのかということについて答弁がなかったんですが。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

そういったアンケート調査の結果につきましては、当然団員のほうと共有しまして、どういった方法で団員を確保していったらいいとか、いろんなことは今後、団員の皆さんと協議をして進めていきたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

ぜひ団員の皆さんのモチベーションが落ちないように、できたら議会のほうにも開示していただけるとありがたいなというふうにも思います。

それと、私、議会の一般質問の編集を担当させていただいております。間宮議員と2人で。たまたま岡田議員、安田議員の編集をさせていただいたので、しっかりと見ることに、聞き直すことができたということもあってあれなんですけれども、先ほど安田議員の話を出しましたけれども、岡田議員も消防団員の募集というか、そういうことについて非常に熱心に議論をされておりました。

最初の答弁のところでは阪神・淡路大震災、これ答弁によると、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、消防団を中核とした地域防災力の充実強化が求められるところであり、消火活動のみならず多方面での活躍が期待される組織でもありますので、多くの方に消防団の活動を認識していただき、活動基盤の改善を図ること、また新たな団員の募集方法、処遇、待遇等を消防団とともに検討し、行政としても協力していきたいと考えておりますというふうに答弁されて、その後、岡田議員は再質問の中で、町としては町内会に任せるのではなくて、具体的にもっと積極的にやらないかんじゃないかということ非常に強くおっしゃっていたように記憶しておりますけれども、一つ僕も思うわけなんですけれども、実際、私ももう20年以上前にやめましたけれども、足かけ15年ぐらい消防団をさせていただいて、非常に団員募集には苦労したことをいまだに忘れられません。「うちの家が火事になっても消してまわんでもええで、うちはよう団員として息子は出さん」といって言われたところもありましたし、「おまえのような暇人で物好きやねえで消防団員はやれん」といって直接面と向かって言われたこともありました。その方はPTA会長をされましたけれども、先ほどの家は本当に火事になりましたけれども、そういうつらい思いもしてきましたので大変よく分かります。

ただ一つ、ふっと思うのは、先ほどの答弁の中で、行政としても協力していきたいと考えております。もちろん協力は当たり前のことなんですけれども、もう一つ言うなら先ほど言いましたように、消防団というのは消防組織法で市町村が運営していくというかつくらなければならないものというふうに規定をされているわけの団体であります。ということは、協力ではなく、やっぱり主体となってやるという答弁が必要なんじゃないでしょうか。その辺はどうお考えですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 主体的に協力していくという流れでありまして、付け加えるなら、いろいろ今、私も各分団の募集の仕方を聞いていますと、町内会長さんが回ってやられたこともあれば、一方で現役の団員さんが知り合いとか友達、後輩に声をかけるというリクルートされることもあるので、一概にどういう方法がいいのか、やっぱりその団員や、また団や分団や、あるいは団員のやり方があるので、そういったものも踏まえながら、一番的確で一人でも多くの

人が入っていただけるように我々も協力できるところは全て協力するという、主体的に協力をしていくというふうな答弁でいいでしょうか。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

そうですね、主体的にというふうに、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

本当にそれぞれの分団とか班によって違うんですね。昔は僕らの頃は、それぞれの部落というか班がその地域の代表を兼ねていましたので、今もうばらばらになっていますけれども、私の地域の例えば田代だと田代班、長池班、及班、門間班というふうになっていましたので、班によって全然やり方が違うということでしたが、今はそういうのはなしに班が組まれていますので、また違うとは思いますが、そういうことであります。

ぜひとも主体的に、本当に大事な団体ですので新しく改革していくということも大事ですし、団員のモチベーションが下がらないようにということで、ひとつお願いをしたいと思います。

もう一つ、蛇足なんですけれども、これはずうっとネットで調べているときに気がついたんですけれども、実は総務省消防庁のホームページにある、要するに消防団を募集するために、あなたのお近くの消防団はどこですかというのを探すページがあるんです。そこで、岐阜県を選択して岐阜地区を選択すると笠松町というのが出てくる。そこをクリックすると、なぜか岐南町の消防団の組織概要がPDFで出てくる。岐南町を押しても岐南町が出てくるので、完全にこれは消防庁の間違いだと思しますので、ぜひ訂正をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 御指摘ありがとうございました。

早速、担当課のほうに、消防庁のほうに連絡して速やかに訂正をお願いしたいと思います。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございました。

本当に消防団というのはいろいろ大事なところだと思っておりますし、だんだんと活躍の仕方というか組織の在り方であったり、処遇、待遇であったりということも、どんどん時代とともに変わりつつあります。私がやっておった二十数年前とはえらい違いだと思えます。大分いろんなところでDX化というのも進んできている。私が、でも二十数年前にやっておった頃には、もう既に班の中ではメーリングリストというので、もう既に全員がメールで出欠を判断、いついつありますよというものの案内とか出欠のあれというのは、もう一々電話とか直接話さなくてメーリングリストでやれるようにしてございましたけれども、そういうのがもう当たり前

に、救急出動も音声ではなくそういうもので来るようになったと思いますので、これからまた消防団のDX化というのにも必要になってくるだろうと、さらに必要になってくるだろうというふうに思っておりますのでぜひともお願いいたしたいと思っておりますけれども、そういう意味で地域コミュニティーのほうに今度移っていくわけなんですけれども、例えば先ほど言いましたように通学班が消滅しているということは町長は御存じでしたか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 具体的にはどういう状況かはあれですけど、そういうのがなくなったというお話は聞いております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

通学班のなくなった状況というのを小学校へ行って聞いてきたわけなんですけれども、それぞれ仕方ない事情であったり、どうしようもなかったことであったりということで、一旦なくなったんだけど、また復活したり、それからなくなってしまったのでPTAの方が道路に立って安全を確保するようなことをやられるようになったりとか、いろいろ改善策を設け、なくなるに当たっては、一体それがどういうことかということもPTA本部役員なり先生なりを通じて、その地区に対してしっかりと説明した上でという話もお聞きしてまいりました。

単純に、先ほどの町内会もそうですけれども、メリット・デメリットだけで判断されるという答弁があったと思うんですけれども、笠松町としては、町としては、例えばどんなメリット・デメリットでいろんなコミュニティーに参加しないというふうに思われていますか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） メリットの部分というよりも、皆さんやっぱりデメリットを優先されると思います。デメリットだと、やっぱり町内会に入ると役員が回ってくる、それが一番。あと一つは、若い世代だと、やはり違う世代からいろいろ近所付き合いが難しいとか、そういったふだんのお付き合いがないからとか、そういった話は漏れ伝わってきております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） 本当にそのとおりだと思います。

いわゆるコスパとかタイパとか言われるように、自分にとってコストに対するメリットがあるかないかであったり、時間に対するメリットがあるかないかであったり、昔だったらそういう、それこそ昭和だったらそんなことはなかったようなことで判断していくという時代になってきているのは仕方ないなあ、仕方ないというかそういう流れだなというのは非常に強く感じるところではあります。

しかし、そういうことのために、じゃあ自分が入りたくないのその団体がなくなってい
いかというと、またそれとはまた別の意味が行政側にとってはあると思うんですけども、例
えば、先ほど申しましたように町長もいろんなところでおっしゃっていますように大災害が起
きたときに、その避難所の運営などというのは地域コミュニティーがきちんとできているとこ
ろは運営ができていけど、そうじゃないところというのは運営がうまくいっていないよとい
う話を、職員を現地に送った形の話の中でそういうふうだったよという話を町長から伺ったこ
とがあるんですけど、そういう意味において、例えば先ほどのコスパを上げるとかタイパを上
げるという形での何か解決策みたいなものは模索されたことがありますか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） こういういろんな防災講演会とかいろんな挨拶のところで、そういった
今のような防災においては自助、共助、公助のうち共助の部分が一番大事だというお話もされ
ましたし、また、そういったなかなか町内会、特に若い人たちに上から入れとか必要だと言っ
ても、なかなかその意識の違いがあるので、今私の中で、担当課のほうで考えているのは、
昨日の一般質問でもありましたけど、お祭りとか運動会とか、あるいは地域行事にそういうお
子さんを、子育て世代が自然な感じで参加してもらうことによって、その地域の人たちとま
ずコミュニケーションを取ってもらって、その中でいろんな話をしてもらう中で、やっぱり地
域の絆って大事だなと、そういったことを考えていただくきっかけづくりというのも重要では
ないかと思います。しゃくし定規に、何かこれだから必要だからと言ってもなかなか全ての方
が耳を傾けていただけませんし、もしかすると、ややもするとそういったことに対して反発を
覚える方も最近増えているような気がしますので、まずは小学校、中学校のそういうところの
活動を通してでもどういう形でもいいんですが、まずそういった関心の薄い世帯、あるいは世
代を自然な感じに溶け込んでもらう、そういった工夫もこれから必要ではないかと考えてい
るところであります。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） その意見は全く私も同じだと思っております。

先ほどの消防団の話ですと、例えば文科省のほうで消防団を学校側にいろんな防災訓練とか
そういうふうに消防団も関わらせることによって、消防団を身近に感じさせることによって、
将来消防団に入っていくような子を増やそうというような話がホームページで、文科省のほう
のやつで読んだことがあります。

それから今回の町内会のいろんなことを調べていくうちに、やっぱり町内会を要するに全く
知らないで大人になってしまっていてそこに来たという人が多い。要するに、そういう人たち
にとって、例えば子供の頃におみこしを町内でみんなでつったよとか、おみこしの夏祭りをや

ったよとか、掃除をやったよとか、朝のラジオ体操をやった、だから町内会というのはそういうことをやっているんだな。何をやっておるか全然分からへんというところではなしに、そういう子供のときからそういうふうに関わっていくというのがすごく大事なことだというふうに思います。その子が親になったときに、実は先ほど言った通学班にしても、子供会にしても、PTAにしても、町内会にしても、自分たちの生活を支えるために必要だよということをやったり教えるためにはそういうつながりというのはすごく大事だと思うので、ぜひともラジオ体操にしても何にしても継続していけるような方策というのは、ぜひ町としても協力できるところは協力していただきたいというふうに思います。

それからもう一つ言えるのは、例えばなかなか町内会の業務自体をいろいろ減らすような形でいろいろ検討してモデル地域をという話もあったんですけども、ネットでいろいろ調べていると、やっぱり町内会もDX化が必要だろうと。特に今、役員をされている方というのは私と同じように多分昭和の世代の方がやっておられると思うんですけども、そこへ若い人たちが来ないというのは何かというと、やはり面倒くさいとか、大変だとか、お金がかかるとかいろいろあるんですけども、それを例えば見える化して、町でやるような、例えば町内会の回覧は電子回覧で行う、ラインで行うとかいろいろな形があると思うんですけども、そういうことを、DX化を町が率先して音頭を取っていくであったり、例えば町内会費を集めるのに一々回らんでも、例えばネット上で全部決済ができるような手だてをつくって町内会に使ってもらおうとか、そういう形というのは町としてやれることだと。もちろんすごくお金がかかるので簡単にはいかないとは思いますが、そういうことというのも今後の地域コミュニティーに若い人たちが入っていく、例えば町内会の会計に必要な書類を基本的なやつをこういうのに入れてくださいみたいな、エクセルでつくるのか、この間の何とかという業務のやつでつくるのかは別にして、そういうもので提供していく。見える化、例えば会計の内容を見える化していく、それからDXで、例えば回覧板を一々回さんでもいい、お金を取りに行かんでもいいということによって例えば班長の仕事の軽減をする、それから事務の効率化をしていくということによって障壁が低くなっていくのではないかなあというふうに思います。

もう一つ、これはなかなか難しい話でありますけど、例えば個人番号カードの中のメモリーの一部には市町村が自由に使える領域というのが多分あったと思うんです。例えば、そういうところで町民に対して、先ほど間宮君も言っておりましたけど、何かをやることによってポイントがつく、ポイ活をする。それで、例えばそのポイントで何か、例えば極端なことを言うと税金がそれに充てられる。1ポイント1円になるとか。それをやろうと思うと物すごいシステムにお金がかかるので笠松町が単独でやるというのはなかなか難しいと思うかもしれません。例えば、それを大きなどこかのキャリアの会社と一緒にやるとか。笠松町を2万人規模で、そういうのをテストのまちにして、そういうのをやっていくというのを交渉してみるというこ

とというのは考えられないでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） DXというのは今国策として進められておりますし、当町においても職員の有志がアプリをつくったりして非常に積極的に取り組んでいるんですが、一方で、まだ過渡期にあるのではないかと。とりわけ町内会になりますと、世代がやっぱり御高齢の方、なかなかそういったものが苦手な方がいらっしゃるし、また一方で、マイナンバーの動きも見ましても、そういったことに対して何となく心情的にちょっと拒絶される方も一定数いらっしゃる中で、もう少し国の中で、あるいは社会の中でそうした方向性が皆さん向いた状況でやっていかないと、例えば今の段階で町内会に入れると、できる人とできない人、あるいはそういったことにちょっと批判的な人とか、ちょっと距離を置く人が出てくると、かえってやっぱり業務過多になってしまう状況もあるので、もう少し理解と協力を求めるこのデジタル化について、活動を町としても国や県と連動しながらやっていくべきではないかと考えておるところです。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） まさしくそれはそのとおりだと思うんです。

逆の言い方をすると、例えばそれをやると高齢者がおるのでできないということで日本の国のDX化というのは遅れてきた。それが平等でないからということで遅れてきたという現状はあるわけなんですよ。

例えば町内会全体、一つの町内会全体が無理にしても、例えばどこかの田んぼ1枚が買って10軒か20軒そこに建て売りなり何なりで住まわれる方がいますね。例えばその班は、まず連絡網はそれでやってもらおうとか、そういうやれるところから始めていくというのが大事なんじゃないかなというふうに思います。

町内会でもひょっとしたら募集して、町が率先してそういうのを始動しますよということをやれば手を挙げてくれる町内会が一つぐらいあるかもしれません。もしそれがうまくいって例えばすごく楽になったよということになると、ほかの町内会も手を挙げてくれるかもしれません。これというのはすごく大事な取組だと思うんですが、一度考えていただけますか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員のおっしゃられることは非常に理想というか、これから必要な部分があると思いますので、取りあえず内部で調査・研究させていただいて、具体的にもしお願いするにしても、どのようなことから始めたらいいのかとか、少しちょっと時間をいただきながら内部で一度検討をさせていただきたいと思います。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

予防接種の件をLINEを使っていただいたということで、LINEに加入されている町民の方も普通、もっと違うところと比べれば多いんじゃないかなというふうに思います。なので、有効的に活用していけるような、そして若い方が少しでもそういうものに参加していただけるような方向性というのは考えていっていただきたいなというふうに思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

あと、高橋さんが大分ごみのことでやられておったんですけども、実際のところ、例えば町内会に入っごみを出していいのか、入っていないのを出していいのかいけないのかということは、実は最高裁まで裁判が今進んでおります。神戸地裁と大阪高裁で反対の判決が出て、今最高裁まで持ち込まれているということでもあります。それには、ごみの問題だけではなく加入金であったり、毎月の会費であったりというのがすごく高かったりという問題もあったんですけども、先ほど前も言いましたように廃掃法の問題で、最終的には町が処分というか責任を持たなければならないという部分はあると思うんですね、なので非常に大事なことだと思うんですけども、やっぱり同じような相談というのを我々も、私も地元の町内会からも別の町内会からも受けておるわけなんです。なので、町内会に入っおらんで駄目やということではなくて、何か具体的な方法というのは今後、じゃあ入らんでもやってくれるんなら入らんでもいいやということになってもこれも困るんですけども、何か考えなきゃいかんだろうということが1点と、もう一つ、すみません……。

○議長（伏屋隆男君） 一問一答ですよ。

○8番（川島功士君） ああそうですね。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 町内会、私もいろんな役員会とかそういうところで話を聞きますと、なかなか町内会の会長さんや、あるいは地域によっていろいろ考え方があるみたいなもんですから、そこら辺り連合会と一緒にやってやはり考えて、ただ、これは一つ全部の万能のやり方というのはないと思うので、例えば幾つかこういう方法がありますよというふうに3つ、4つ出した中で一番いいのを選んで、なおかつその地域の実情に合ったものに変えてもらう、そういった方法もあると思うので、そこらは先進地の事例等も参考にしながらこれから調査・研究していくべき課題だと認識しています。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ぜひとも前向きな検討をよろしくをお願いしたいと思います。

そういうことを一つ一つ解決していかないと町内会に入りたくないという方向に行ってしまう

いますから、そういうものは入らなくてもいいということではなくてというふうに思っておりますので、ぜひとも前向きな検討をよろしくお願いします。

さらに、ごみの件で言うと私もちょっとよく分からないことが一つある。どこかの町内会長さんから御相談をいただいたんですけれども、外国人実習生の方の寮がある。その寮に住まわれている方が町内のごみステーションにごみを出しに来る。一般廃棄物を出しに来る。だけど、きちんとしていないもので、もうぐちゃぐちゃのやつを例えば深夜に出したり、それから早朝に出したり、いろんな時間外の時間に出すことによって、例えば猫に食い荒らされたりカラスにつつかれたりということで役所に相談をして、その国の言葉で書いてもらったんだけど、それでも直らない。直らないので、そこは企業が、寮ですからその雇用主があるわけで、企業が運営している事業体ですよ、言ってみれば。であるから、その事業主を教えてくださいというふうに町内会長さんが言われたら、いや、それは個人情報なんで教えられないと。だけど、そこで住んでいる方の情報を町内会長に教えられないというのはおかしいんじゃないですか。それは個人じゃなくて法人ですよ。そういうのを、例えば自分の町内に会社ができれば、会社の人に対して例えば会社の法人の町内会費をいただいたりいろんなことがあると思うんですけれども、そこはどうなっておるかちょっと分かりませんが、そのごみのことを注意したいので話し合いたいので、その寮の雇用主を企業体の主を教えてくださいというのが教えられないというのは、それは対応として正しいような気がしないんですけど、いかがですか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

そのステーションに出されて、そのごみが不適切なルール違反の出し方をされているということでありましたら、もちろんうちのほうに御相談をいただきまして、うちのほうで実態を調査して、そこが企業の方であるということでありましたら私どものほうから企業のほうにも説明はできますので、そのようにしていただければと思いますので、またちょっと一度また詳しい状況を教えていただければありがたいです。うちのほうからその企業さんにも説明はさせていただきます。

〔8 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8 番（川島功士君） ありがとうございます。

現実にはそれはもう相談していて、企業さんをお願いをしに行っていたらおるはずなんです。部長は知らないかもしれませんが。ところが改善をされていないわけですよ。だけど、例えば町内にとってみれば、そこにあるその寮がどこの会社のもんか分からないというのはおかしいんじゃないですか、まずは。その教えられないとか教えるとか、私が言いに行くとか言いに行かんやなしに、町内としてそこにあるのであれば普通に話せて当たり前だと思うん

ですけど、それは違うんですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） すみません、ちょっと確認させていただきたいんですけど、これは町内会長さんが直接お話をしたいからということなんですか。それとも、今部長の答弁によると、取りあえず役場のほうから一度お話とか説明に伺ったということなんですけど、それでは駄目だから町内会長さんが直接行きたいから教えてくれということなんですか。ちょっとその辺、僕初めて聞いたもんで、時系列とか具体的な内容が分からないんですけど。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） すみません、ちょっと蛇足になってしまっていますが、町から言っていた。その前に、まずその国の言葉で注意書きを書いてもらって駄目で、教えてくれと言ったら駄目で、私が行くからということをお願いをして行っていたんですけど、結局直っていないので、町内の人ボランティアで、おかしくなったときは出て掃除をして取りあえず今はやっているという状況になっています。なので、本来であれば、例えばそこに寮を置いたのであれば、その寮を置いたなら、その町内に対して寮を置きましたという御挨拶に行くのが普通は筋だと思うんですけど、それこそそんな筋の話をしちゃいかんかもしれませんけど。であればこんな問題は起きないし、そこに寮がある、寮として運営しているということは事業系になるんじゃないかという思いも僕があります。寮であれば。それは寮に住んでおる人というのは一町民としてカウントするので町の普通の一般廃棄物でいいというふうになるのか、あくまでも外国人の実習生の寮という認識であるんなら事業系のごみになるんじゃないかなと思うんですけど、その辺のところの区別というのはどういうふうに考えていますか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

寮に住んでおられても、事業活動をしているわけではなく一般に生活をしておられますので一般廃棄物になります。

あと、その出し方が不適切なことに关しましては、町から企業のほうにもう一度指導させていただきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

よく分かりました。もう一回指導していただくのはありがたいことだと思いますけれども、そういうことの行き違いの一つ一つが町内会の役員を引き受けるとえらいこっちゃということの一つ一つになってつながっていくというふうにも考えることができます。なので、できるだ

けそういういろんな条件があったり、いろんなものはあるかもしれませんが、できるだけそういうことはなくしていく方向で進めていっていただきたいなあというふうに思います。

あと、先ほど言いました今回の質問をするに当たって「地域防災とまちづくり」という本を買って読ませていただきました。やっぱりこれにも地域コミュニティの崩壊というか希薄がどんどん進んでいるからということが随分各所に載っております。最終的に書いてあるものは何かというと、共通のデメリットというか、生活していく上で一番問題になるのは共通なことで、誰もが感じているのは何かというと災害であると。災害のためにこういうコミュニティが必要なんだということで、そういうことで地域コミュニティをつくっていく、町内会をつくっていく、地域防災システムをつくっていくというのが最も手っ取り早い方法だというふうにこれには書いてあります。それは一番一例あると思いますけれども。

実は、例えばこの間の15日でしたか、防災講演会が中央交流センターであったんですけども、私も聞きました。それで、5秒で死んでまうんだよという話が随分ビデオとかで見て、すごく印象的でした。そういう意味でいうと、例えばそれが町内会に入ることによって、例えば地震でブレーカーが落ちるやつを町内会で集団で買いましたとか、例えば町内会、まずは消防団であったり職員であったりというのは、そういうときに絶対生き残っておってもらわな困るわけです。まずは、だから、そういう方たちに、まず生き残るためにどうしたらいいかというのをやりますよというのも一つの考え方だと思います。

学校を中心としたコミュニティの方にも生き残っておってもらわないと子供を守れないということで、やっぱり最終的には命を守るためにみんなでこういうコミュニティを大事にしていきましょうというのは一つの切り口かなあというふうにも思いますので、そういう考え方もぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 全ての命を守るのが防災の要だと思っておりますので、こういった啓発というのは避難訓練とか、あるいは学校でのそういうような防災とか、あるいは最近はみなと公園のイベントなんかでも消防団の皆さんが来ていらっしゃるので、そういった折に一人でも多くの方に防災イコール地域コミュニティというような意識づけをしていただくよう、こちらのほうもいろいろな機会を通じて訴えかけていきたいと思っています。

[8番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

先ほど言ったようにいろんなコミュニティがありますので、それを3次元的にみんなつなげていくというのは大事なことだというふうに思いますので、ぜひとも町のほうも積極的に町民の命を守るという観点でもって進めていっていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けます。

1番 伊神和弘議員。

○1番（伊神和弘君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回は、地震に対する防災についてと今後の小・中学校教育についての2項目でございます。まず、地震に対する防災について質問します。

今年の1月1日に能登半島を震源とする巨大地震が発生し、大変な被害が出たことは記憶に新しいことと思います。この地震により250名以上の方がお亡くなりになるとともに、大変多くの方がけがをされました。お悔やみ並びにお見舞いを申し上げます。

また、家屋の倒壊や焼失、道路やライフラインの復旧困難などにより、いまだに避難所、仮設住宅等で暮らす方が多数おられ、能登半島地域が地震前の生活を取り戻すには、まだまだ年単位の時間がかかると言われています。つい最近も余震と思われる大きな地震が起き、さらに被害が広がっています。

さて、私たちが暮らす笠松町においても南海トラフ地震、養老―桑名―四日市断層帯地震等による震度6強レベルの地震がいつ起きてもおかしくない状況と言われており、町民の地震に対する防災意識は高まっていると思われまます。

そこで、笠松町の防災に対する取組を見ても笠松町地域防災計画が作成されており、毎年見直しを図りながら災害に強いまちづくりが推進されているところです。その中には一般災害対策とは別に地震対策編が作成されており、地震に対する防災対策が掲げられ、地震に強いまちづくりの推進がうたわれています。

また先日の町内会長、いわゆる単位自主防災会長の会を対象にした防災講演会の折、町長さんの挨拶では、今回の能登半島地震の被災地に笠松町から延べ14人の職員が支援に行き、震度6強以上の被災状況を目の当たりにするとともに、救援・支援活動の中でいろいろな体験をされたと伺いました。

防災専門家の講師の方からは、地震と風水害との防災に対する構えの違いなどを教えていただきました。その中で、地震災害に対しては自助の意識を高め、避難所にできるだけ頼らないで生活できる仕組みを構築していく必要があるのではないかと話され、認識を新たにしました。

そこで、笠松町ではこれらのことを踏まえ、地震に対する防災への基本的な構え、防災計画の見直し及び防災事業の推進についてどのように考えておられるのか、お尋ねします。

次に、今後の小・中学校教育について3点質問します。

10年後、20年後の笠松町を担ってくれるのは現在の小・中学生です。彼らがこのまちにとどまり、または戻り、町民のいろいろな世代の方と力を合わせ、さらによりよいまちにしていってくださることを期待しています。

さて、現在の小・中学校教育は、令和2年度より実施の学習指導要領に基づき、生きる力の育成に向けて取り組み、4年ほどが過ぎたところです。指導要領改訂当初からの取組に対する成果や課題がそろそろ明らかになる中、笠松町では今年3月、新たに教育大綱及び第4次教育振興基本計画が策定され、今後5年間、これに基づいて教育が進められていくこととなります。その中で、行政は環境の整備に努めることが掲げられています。

今後は各学校とも児童・生徒数は大幅な増加はなく、校舎の増築等をするのではないと思われませんが、校舎を含めた施設・設備にはかなりの年数を経ているものが少なくありません。学習環境、生活環境が人を育てるという一面はあると思います。今から五十数年前、私が笠松中学校に入学した折には新築間もない校舎に運動靴のまま入り、上下兼用の履物で学校生活を送っていましたが、汚さない意識が強く、掃除も念入りに行うことができました。また、ある小学校ではトイレを刷新したら児童が落ち着いて生活できるようになったと聞いたことがあります。

そこで、今後の町立の小・中学校の校舎建て替えを含めた施設・設備の整備について、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

次に、現在の学校教育は、主体的に学ぶ力の育成に重点を置いています。これは、これからの社会を生き抜いていく上で欠くことができない力だと思います。

さて、毎年羽島郡の科学作品展、課題作品展が夏休み明けに開催されていますが、ここ10年あまり腰を据えてじっくり取り組んだ作品が少なくなっていると感じています。特に中学生にはその傾向が強く表れているように思います。時代の流れがそうさせているのかもしれませんが、自ら課題を見つけて解決に向けて主体的、対話的に取り組む資質をさらに育てる必要性を感じています。こういった資質が今後の笠松町を支える人材には必要だと思います。

そこで、学ぶ力の育成についてどのように考えておられるのか、お尋ねします。

最後に、地域の教育力の向上ですが、教育長自らわくわく広場の講師として活躍されているように、地域の受皿が用意されています。そのほかにも、いろいろな組織や団体が子供たちのために精力的に動き、いろいろなことが企画、実践されています。こういった活動は、より地域に愛着を感じさせるものとして多くの児童・生徒の参加を望むものであります。また、さらに多くの学習や体験の機会を増やし、保護者を巻き込んでの地域教育の推進が必要だと考えま

す。

そこで、地域の教育力を高めるために地域と連携した教育について、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 伊神議員さんの御質問、まず1点目の地震に対する防災について答弁させていただきます。

地震に対する防災対策などの考え方につきましては、今回の能登半島地震に対する当町から派遣した職員が被災地から帰庁した都度、被災地の状況、避難所の運営状況や気づいた問題点などの報告を受けるとともに、職員全体の危機意識の向上を目的に、職員向けの被災地派遣報告会や能登半島地震を教訓にして、今後笠松町が必要となるべき事項などを記した報告書を作成し、情報共有を行ったところであります。

そのほかには大地震が発生したことを想定し、町・国・県、羽島郡医師会、教育委員会、消防署、消防団、町土木研究会、岐阜気象台などの関係機関と連携した訓練シナリオが事前に知らされない状態で、発災直後の初動、連携、情報収集などを実際に行う机上訓練を2月に実施したところであります。

これらのことを通して改めて感じるのは、発災した場合、役場の務めとして情報収集の重要性であります。いち早く行動に移すためには情報収集、関係機関との連携が不可欠であり、限られた職員で対応するためには、町職員はそのような業務に重点的に配置することになります。これらを通しての事業推進、計画の見直しにつきましては、現在県において能登半島地震を踏まえた検討が行われているところでありますので、上位計画である岐阜県地域防災計画の修正に応じて町の防災計画の修正を予定しております。

また、町独自の取組といたしましては、町と自主防災協議会と連携した避難所の設営、運営訓練を計画しておりますので、これらの訓練や前に述べました初動対応訓練での検証を踏まえ、職員初動マニュアル、避難所運営マニュアルなどの見直しも予定しております。

2つ目、今後の小・中学校の施設整備についての方向性についてのお尋ねでございますが、小・中学校の校舎は古いもので昭和35年（1960年）に建設の笠松小学校をはじめとして、増築部分を除き全ての学校が建設から50年以上経過し、老朽化が進行しています。今後の校舎施設整備は大規模改修や改築に伴う多額の費用が必要となってくることから、学校施設を適切に維持できるよう長期的な対応方針を定めた笠松町学校施設の長寿命化計画を令和3年（2021年）3月に策定いたしました。

今後は、人口減少による税収減や高齢化による社会保障費の増加により一層厳しい財政状況

となることが予想される中、学校施設は次代を担う児童・生徒が学習活動のために多くの時間を過ごす教育施設であることから、安心・安全で快適な教育環境を保つため、本計画に基づき限られた財源の中で優先順位を設定し学校施設の改修などを進めています。今回補正にも上げさせていただきました笠松小学校南舎の雨漏り修繕工事などのように、児童・生徒の安全に関して緊急性を要する学校施設の破損・故障の発生時には、必要に応じて修繕、改修を行っています。

今後も持続可能な学校施設の維持、更新をしていくには、学校施設の配置や規模の適正化、維持・更新時のコスト縮減などの先進事例を調査・研究することはもちろんのこと、少子化における児童・生徒数の減少に伴い今後の学級数も減少することが予測される中、将来の児童・生徒数を見据えながら、校舎の建て替え、統廃合を含めた大規模改修については羽島郡二町教育委員会と一体となって考えていきたいと思っております。

以上で答弁を終了させていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 伊神議員の小・中学校教育に関わり、初めに今後の教育活動の進め方についてお答えをいたします。

羽島郡二町教育委員会といたしまして教育大綱を見直すとともに、第4次教育振興基本計画を令和6年3月に策定いたしました。今手元に持っておりますが、この1枚にまとめてございます。ホームページにも載っておりますので、また詳しく見ていただきたいと思います。

その中でVUCA、いわゆる変動、不確か、あるいは複雑、曖昧という時代になるということなのでございますが、そうした未来であっても人が生きる本質を深く認識し、この捉え方が難しいと思いますが、私は他者への貢献とかそういった辺りで本質というのを捉えております。郷土への愛着を持ち、人々の幸福を願い、個の持ち味の発揮と他者との協働を通して地域の未来を創造する人の育成を願い、4つの基本目標を定めました。

その基本目標の3番目で、児童・生徒の学習を中心としますが、地域の皆様方に対する生涯学習も含めて、学ぶことについての目標を上げております。

その具体ですけれども、目標の具体です。5つございます。学ぶ意義や価値の理解が伴った学びを推進すること。2つ目、基本的な見方や考え方、基礎的な知識・技能を身につけること。3つ目、興味・関心に応じた探究的な学びを進め、個性の伸長を図ること。4つ目、どの児童・生徒にも学びの定着が図られるよう支援の工夫に努めること。5つ目、生涯にわたり学び続ける学習の機会を提供すること。この具体的な5つの目標に対して5つの施策、そして9つの具体的な内容、そうしたものを設けて進めていこうと考えております。

議員御指摘の主体性を育むことに関しまして、私はウィリアム・アーサー・ワード氏の言葉に「心に火をつける」という言葉がございますが、その言葉を常に大切に今まで教育実践を推

し進めてまいりました。これからも変わらないというふうに思っています。

人は心底面白い、あるいは、なぜ、どうしてなど深い興味・関心を抱いたり、疑問を抱いたり、そうした感情を抱いたときには、あれをきなさい、これをきなさいと言わなくても、指示を受けなくても自ら没頭して追求するなど、そうした力が人には備わっているというふうに思っています。また、それが学ぶ楽しさでもあるというふうに思っています。だからこそ児童・生徒自身が学ぶ意義や価値をつかむことが大切であり、そして、また指導者にとってもそれが資質として兼ね備えるべきだというふうに思っております。

児童・生徒が学ぶ場に学校、家庭、地域がございます。学校では学習指導要領に示された内容を学びます。社会から見れば本当に限られた内容かもしれませんが、精選された内容ゆえに、だからこそ、その単元や題材でしか学べない見方や考え方、知識・技能、誰もがそうしたものをしっかりと身につける必要があると考えております。

学習内容への関心、意欲を高め、まずは自分の考えをつくる。まず持つ。そして、立場を明確にした自身の考えを主張するとともに仲間の主張を受容する。しっかりと聞いて、そしてまた考えを再構築していく。こうした過程を通して一つ一つの学びが10の学びに転移をしていく。そうした学習を進めながら、知識・技能、思考、判断、表現、あるいは主体的に学習に取り組む態度、3つの観点をバランスよく育みたいと考えております。

学習を進める上で、仲間と共に学ぶ集団の存在は非常に重要な意味をなします。つながり、関わりは、その基盤づくりとして欠かせない要素だというふうに思っています。

ここで、各学校について把握している具体的な実践の一端、本当に一端ですが、簡単にお伝えします。

笠松小学校では、考え議論する道徳の学習を通して身につけたよりよい生き方を目指す態度を育成しております。

松枝小学校では、まっつこプロジェクトで3年生から6年生までの縦割り学習集団の課題解決活動を通して探究する力を育成しております。

下羽栗小学校では、「くりっ子タイム」と呼んで協同学習の基礎となる対話のスキルを育成するとともに、授業では児童の気づきや関心を生む導入の工夫等について研究をしております。

笠松中学校では、個のつまずきに応じた指導援助と集団への指導援助、そうしたものを両側面から指導して、主体的な学びを生み出せるよう取り組んでおります。

さらに、新しい時代につながる学びとしてNEXT GIGA構想というものがございます。タブレット端末を活用した主体的、対話的な学習と、ロイロノートというアプリケーションがございますけれども、そうしたものを軸とした個別最適な学びを併せて推進しているところでございます。

家庭学習は、これまでドリル学習あるいは問題集を解く学習など、授業で学んだ基礎的・基

本的な学習内容を定着させるというもの、そういった認識が広く浸透しておりました。これも大事ではございますが、今後学習の質を高めるために一律に同じ課題を行うのではなく、分からないことをできる、分かるようにする個に応じたものにすべきだというふうに考えております。

具体的には、一通りドリルや問題集等を解く学習は必要だと思います。確認という意味でも必要だと思います。間違った問題に絞り、その原因を見つけて、そしてできるようにする学習を進めていくこと。こうした学習であれば時間的にもゆとりが生まれ、もう一つ大事な現代社会と今現在の学習、授業を結びつけた学習であるとか、一人一人が興味・関心を抱いた学習を深めることも時間的には余裕が出てくるかなというふうに思っています。

また、議員御指摘の科学作品展や課題作品展などの長期休業日を利用した学習は、これはまさに社会に生きるものであると捉えております。学びの結晶として、ぜひ一人一人個の宝物にしてほしい、そんなことを願っています。

7月には1人1課題を自己決定し、選んだジャンルごとに探究学習のガイダンスを行うと聞いております。学校では夏休みにも生徒からの相談ができる機会を設けるとともに、もう一つ、かさまつMIRAI塾の方々にも科学作品の相談ができる場をいただいております。

こうした個に応じた相談を通しながら、学校での学びを家庭学習や長期休暇の探究学習につながるなど新しい学び方を身につけるとともに、不易の学ぶ力を育てまいりたい、そんなことを思っています。

地域の学習では、生活の全てが学ぶジャンルだと私は思っています。幅広い内容と様々な人の生き方に触れることで、当然内容もそうなんですけれども、その講師の方の人生観、そうしたものにも触れ、学べる場であるというふうに捉えています。言ってみれば自分探しの勉強であるとも言えるでしょう。その結果、自身が興味を持つなどきっかけがつかめた場合には、それを継続して深く追求し、将来的にはプロを目指すという、そういった視野も入れて学んでいくことができるかな、そんなことも思っています。

どのような時代にあっても児童・生徒はたくましく未来に向かって学び続けられるよう、本質を捉え、腰を据えた学びができるよう、学び方を含めた学ぶ力を育てることを目指してまいります。

続いて、地域の教育力についてお答えをいたします。

羽島郡二町の教育大綱において、様々な関わりの中で学び、社会の一員として貢献できる社会人の育成を基本理念としております。関わりを羽島郡としては非常に大事に思っています。

先ほども述べましたとおり児童・生徒及び地域の皆様方が生活をする学校、家庭、地域の全てを学びの場と捉え、様々な人と関わることを通して人格の形成を図ることを大切にしております。ここ笠松町には地域の皆様の有志で成り立つこどもわくわく広場という子ども教室が長

く続いております。町内の交流センターにおいても土曜日や夏休み、秋休みには親子教室が行われ、かさまつMIRAI塾やミニかさ横丁を運営するかさまつ子どものまち、こらんどさんですね、のような地域の皆様が自主的に運営し、子供たちの豊かな体験や学びに寄与している団体もございます。

各学校においても笠松小学校の夢の学びフェスタ、下羽栗小学校のくり勉フェスティバル、松枝小学校の木曾川下り、笠松中学校の職場体験やMIRAI塾とコラボしたキャリア講演会のように地域の皆様の力を借りた学びの機会が多くございます。これらは様々な人と関わりながら体験を伴う学習であり、児童・生徒たちは目を輝かせて取り組み、見聞を広げていると捉えております。

こうした学習は児童・生徒にとっても貴重な学びの場でございますけれども、地域の皆様方にとっても子供たちから学ぶ有意義な時間だというふうに思っています。この関わりこそが地域の教育力を高めるものであり、子供を媒体にするのか、子供なしでもいいんですけれども、子供と一緒にしてもいいんですけどね、大人同士が様々なイベントを通して関わりをつくり出すことが大切なんじゃないかなと、そんなことも思っています。

さきにも述べましたが、笠松町にはこうした他の市町村に誇れる地域と連携した教育が活発に行われています。これらの活動がより多くの児童・生徒に届くよう、また保護者や地域の皆様にも広く知っていただけるよう周知するとともに、持続可能な活動となるよう後継者の発掘や養成に向けても町や学校、各種団体と連携をしながら努めてまいり所存でございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） それでは再質問ということで、地震に対する防災について、まず質問させていただきます。

答弁をお聞きし、笠松町の地震に対する防災については、先日の能登半島地震等を踏まえ、早急に対応がなされ町独自の取組も検討されているということですので大変心強く感じているところでございます。また、防災計画についても見直しは今後、県のほうのものを基にしながら見直しを図られていくということですので、こちらもよりよい計画になることを期待しております。

水害の場合は、今気象情報のことが大変発達しておりますので、あらかじめ避難する時間があるというふうに思われます。洪水が起こるといような危険がある場合は、起こりますよと知らされてそれから避難すればということで、かなり時間があると思うんですが、地震の場合は避難所へとか避難をするという前に危険が襲ってくるということになると思います。とても避難所へ避難する余裕というのがなくなってくるというふうに思われます。なので、町

といたしましては公助に対する対応を考えていかれるというのは当たり前なことなんですけれども、できるだけ多くの町民が自分の家を避難所、ある一定の避難所と捉え、数日間は備蓄品等を用いて生活できるようにすることこそがまず大切ではないかなと私は思うんですが、その後、落ち着いてから、もし何かこれ以上生活がしていけないとなれば避難所へ行って助けていただくと、またはそこで暮らすというような考えを私はそういうふうに思うんですが、自助を重要視するという地震防災に、そういう考え方についてはどう思われますでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 自助は本当に真っ先に自分の命を守っていただくこと、これは一番重要でありますし、そうした日頃からそういう心構えをしていると防災意識の向上にもつながりますし、それぞれが自助の気持ちを持っておられるとそれが共助につながっていくと思うんですが、議員のおっしゃるように、まず自宅を避難所にされることは非常に重要だと思うんですが、ただ、これは自宅はやっぱり地震で壊れてしまうおそれがあるので、我々がお願いしたいのは、まずは耐震補強とか、あるいは家具の転倒防止、そういったものを、まず自宅が安全な避難場所であるための備えも今のうちからやっていただくと大変ありがたいと思います。

耐震補強については建設課のほうでも補助がございますので、また詳細につきまして御関心のある方は、役場のほうでお問合せ願えれば大変ありがたいと思っております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1 番（伊神和弘君） ありがとうございます。

自助が大切というところは同じ考えということで理解をいたしました。

そうなりますと、この前の能登半島地震のような震度6強以上の地震が起こりますと、当然ライフラインが破損したりしまして、とても生活をしていくのに困難になるということがあるんですが、そういったライフラインの確保とか復旧とか、または避難するには道路が整備されないといけないというようなことになるかと思いますが、その辺りについてどのように想定されていらっしゃるでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） それでは私のほうから、ライフラインの確保、復旧、道路の整備についてはどのようになるのかと、想定しているのかというような御質問についてお答えさせていただきます。

まず初めに、ライフラインの確保についてでございます。

災害発生時におきましては、災害応急活動を迅速に進めていくことがとても重要であると考えております。そこで、災害応急対応が円滑に行われますように、岐阜市、羽島市、岐南町と

の間におきまして上水道相互連絡管応急給水の協定を結んでおります。さらには、災害時応援協定団体や民間業者、こちらの方々との間におきましても応急給水活動を速やかに行えるように協定の締結を行っております。

次に、ライフラインの復旧や道路の整備についてどのようになるかと想定しているかの御質問でございますが、過去の地震におけるライフラインの復旧にかかった日数につきましては、報道等でもございますように、電気につきましては1週間程度、都市ガスにつきましては2か月から3か月程度、水道につきましては3か月程度、下水道につきましては4か月から5か月程度、道路整備につきましては1年から2年程度との期間を要すると言われておりますが、ここ最近の報道状況を見てみますと、これ以上の期間がかかると思っております。

なお、発災直後につきましては、道路の陥没や隆起、さらには塀の倒壊、噴出土砂の堆積等、それによりまして通行ができない箇所が多く発生することが想定されます。短期間でそれらの除去をするためには集中的にマンパワーを投入しなければ解決ができない課題もあるかと認識しておるところでございます。

災害発生直後の応急復旧作業が速やかに実施できるよう、今後も災害時応援協定団体等々の協定につきましても、再度改めまして協力体制の強化に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） ありがとうございます。

復旧ということに関すると、大変長い期間がかかるということでもあります。しかし、いろんなところと協力していただいて、できるだけやっぱりそういう場合は速やかに整備復旧をしていただくことを望んでおりますので、またそちらもよろしく願いいたします。

そこで、ちょっと繰り返しになりますが、自助の意識を高めるということで、地震後も自宅で過ごせる備え等をしておくことが重要だと先ほども答弁の中でお聞きしましたが、そのための広報活動、それから各家庭への備蓄品配付とか、何かさっきの家具転倒防止対策の補助とか、何かそういったような自助を助けるといいますか、自助に取り組める何か施策といえますか、何か取組といえますか、そういったことは考えておられますでしょうか、お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

広報活動等、転倒防止等の補助の施策についてお答えをさせていただきます。

広報の関係につきましては、広報紙、ホームページ等では啓発をしております。また、各自主防災会が実施する防災訓練、防災士による防災教育など、機会を捉えながら自助・共助の重要性を唱えているところであります。

また、各自主防災会が整備する防災備品には2分の1の補助を実施しているほか、独り暮らし高齢者、高齢者のみ世帯などには家具転倒防止補助器具を支給しておりますが、備蓄品を配付、給付するというのではなく、まずは自分の命は自分で守るという考えの下に御自身で備えていただきたいことが基本であると考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1 番（伊神和弘君） 自助ということですから自分自身がということで、もちろん備えをしておくということは大事なことかと思いますが、そういうことについてもできるだけ町民の皆さんに広報していただきお知らせしていただいて、自分の命は自分で守るんやよ、そのための備えは自分でちゃんとしなあかんよというようなことをお伝えいただければなというふうに思うところでございます。

次に、小・中学校教育の内容について質問をいたします。

まず施設・設備のことについてですが、今後の財政状況等を考慮に入れた上で長寿命化計画というのを計画され、それに基づいて対応をされていっているところだと思いますが、昨日の質問にもあったかと思いますが、空調設備のお話でしたが、そういうのも含めまして今後優先順位をつけて整備をしていくというお話でしたが、その優先順位の決定には十分いろんな方の意見を聞いていただいた上で進めていかれることが望ましいというふうに思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。すみません、お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

各学校の修繕及び大きな工事については十分検討する余地はあるんですけど、予算策定時に現場の学校サイドの意見を現場で確認しながら、そこで学校としての優先順位等を確認して、最終的に町としての決定をしているのを現在行っていますので、引き続きやっていきたいと思っております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1 番（伊神和弘君） 学校現場もちろんですけども、現場が一番大きいとは思いますが、その保護者とか子供たちとかの声も、なかなか難しいとは思いますが、その辺も反映させていただきながら整備をしていっていただくことを望むものでございます。

さらに10年後、20年後、現在既に築50年以上たつ校舎等がございますので、これを長寿命化計画ということで維持していくというかそういうことは、10年後、20年後になるとかなり危険な状態になるのではないかなというふうに思われるのですが、校舎の建て替えを含めた小・中学校施設の設備の方向性をできるだけ早く出していくことが大事ではないかなと思うのですが、

例えばよその市町でも5つある学校をうまく小・中学校みたいな形にしてちょっとまとめてというような形も含めて、何かそういう方向性を出していかないと間に合わないというように私は思うんですけども、その辺りについてはどのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 方向性は、これはやっぱり考えていかなきゃいけないと思うんですが、まず大きな課題、まず財政面の課題があります。そして土地の問題、例えば建て替えるとなると、なかなか今、笠松町は非常に面積の狭いところですので、じゃあその間どうするんだという仮校舎の問題とか、そういった課題もあります。例えば、あと今議員が提案された小中一貫校、これもいろんな地域でやっていますが、まずそういうのは地域の合意形成が非常に大事だと思いますし、統廃合となりますと、なくなる学校、保護者や子供だけじゃなく、その地域の方や卒業生の方々のいろんな思いがあるので、そこら辺りも調整しなきゃいけないと思います。

その一方で、今、私どもは人口減少対策を重要な課題として位置づけておりますので、何とか子供の数をできる限り減らさないように取り組んでいるところでもありますので、そういった流れを見ながら、将来展望も含めこれから柔軟に検討していきますので、もう少し時間をいただいて、ある程度、笠松町は将来はこうなるんだというものが固まった段階で計画し、また皆さん方にお示ししたいとは思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） 古い校舎とか多いようですので、できるだけ早くそういった展望を見定めていただいて進めていただけるとありがたいなというふうに思います。

時間もあまりなくなってきましたが、最後、小・中学校教育の内容について少しお聞きします。

学ぶ力を高めるということだと、学校教育におきましては教員の資質の向上ということが不可欠であるというふうに思われます。子供の力をつけるということは、それに対する先生の指導、支援がそこにはなくてはならないものというふうに捉えております。

羽島郡、特に笠松町の学校に勤められている教員について、将来、羽島郡に勤めて力がついてよかったなあとか、それから外へ出てもう一回戻ってきたいとか、また笠松、岐南町で、羽島郡でずうっと教員を続けたいとか、そうやって思ってもらえる教員をどんどん作り出していくことが、そういう学ぶ力を高める教員の資質につながってくると思うんですけど、その辺りの教員の資質向上に向けてやっていらっしゃるものが何かありましたら、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 何かというか、何かじゃなくて覚悟でやっておりますので、それについては、具体的にお示しをしますけれども、教員の学ぶ場というところで大きくいっぱいあるんですが、ちょっとここで3点ほど御紹介をしますが、夏季研修会というのがございます。その中で最新の情報を大学の先生から得たりとか、あるいは郡内の優秀な教職員が講師となって研修をするというようなことがございますし、それから若手教員に対しては他県への研修制度がございます。他県の学校でこういった実践が進められているのでそこへ行きたいというと、そうした研修をして持ち帰ってくる、そしてそれを広めるというような制度がございますし、それからこれは教員といいますか講師なんですけれど、この間、6月15日に採用試験がありましたけれど、講師の方を対象として、ぜひ先生になってもらいたいということで教育委員会主催として講師試験をやって採用試験の勉強をするというような形も取っております。教育長が自分で言うのも何ですけど、先生方一人一人にとっては一人一人を大事にしているつもりですし、温かい教育委員会ですし、地域に根づいた教育委員会だと自分でも思っています。

研修内容は具体的にいっぱいあるんですが、教科指導であるとか学級づくりとか、生徒指導、健康・安全とか危機管理とかいっぱいあるんですけど、その中で、例えば今授業体制、主体的、対話的で深い学びってあるんですけど、何でその授業をやらないのだという、そのところは、文科省は言っているけど学校の先生は分かっているのかということ私を疑問に思ったので、郡の教育科研の全体の中で、今これがユーチューブ等に上がっているこれからの時代どうなっていくんだという、この時代にふさわしい授業というのはどうなんだということもお示しをして、そして主体性は大事なこと、対話的な学びが大事なこと、深い学びって何ということも先生方にきちっと落とした上で授業研究をやっていただいているということも、それも大事なことだと思いますし、もう一つ、主体性を生み出すために、ファシリテーターといいますか子供の意見をきちっと引き出すこと、それを研修のどこにでも位置づけながら、子供の自己決定を大事にしながら、そして子供の意見を引き出して議論をさせていく中で交流して深めていくというような、そういった学びができるような体制、資質研修、向上研修を行っているつもりでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） ありがとうございます。

教職員に対して、研修も含めていろんな資質を高めることをやっていただけるので、きっと羽島郡二町の教育というのは質が高いものだ。全部じゃないかなあと思うんですけども、と思っております。

最後に、家庭の教育力とそれから地域の教育力という話がございましたが、時間もあまりないので、ここの辺りについて、簡単にどんなふうなことをされているのかというのをお話し

ただけるとありがたいと思います。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） じゃあすみません、あと11分ございます。お願いします。

家庭学習については、前回、先ほど答弁のとおりお話をさせていただきましたけれども、補足をさせていただきますが、タブレットの有効活用、これはぜひ来年度更新になりますので、アプリの検討も含めてさらに充実させていきたいと思っておりますし、保護者の関わりですね、小学校の3年生ぐらいまでは一緒になってちょっと見てもらえるといいなあと、丸つけてもらえるといいなということをおもうんですね。4年生以降は、あんたやったのとちょっと声をかけながら見届けていただく、そしてもうちょっと大きくなったら、一緒にニュースを見ながら、あんた、こんなことに、今世の中こういう話題になっておるけど、あんたどう思うというような、そういった親子の関係というか、そのこのところの学びというか、そんな教育力を望むなということをお家庭学習に望んでいます。

それとともに家庭の教育力の向上ということで二町として今取り組んでいることは、岐阜県環境生活部から家庭教育を实践する日というプリントが毎月来るわけですね。それをすぐーできちっと流して情報提供していくであるとか、文科省が平成22年度に作成をした家庭教育手帳というのがございます。これは私はバイブルになっておって、確かに10年前のことかもしれないけど、不易なことがきちっと書いてあって非常に分かりやすく書いてある。ホームページにも載っておりますけど、例えば、自分で考え自分で行動できる人に育ててほしいならということによってこういうペーパーがあるんです。これだけの文章なんです。愛は家庭で教わらなかったらよそで学ぶのは難しいとか、あなたの生き方が子供への最高の教育になる、これは親の生き方です、あなたというのは。そうしたことを書いてあるんですね。書いてあるこんだけの文章なんです。ですので、これを実は令和4年度、文科省に許可を得て、一つずつばらばらのファイルにしてすぐーで1週間ごとに送りました。それを読んでいただいているかどうかは分かりません。分かりませんが、そういう情報提供をしました。

欲を言うなら、保護者同士のつながりをつくってほしいと思うので、例えばPTAの学級懇談会なんかで一つのテーマを絞って、例えばあなたの生き方が子供への最高の教育になると書いてあるけど、これについて保護者の方はどう思われますかというようなことで、オープンエンドでいいと思うので、考えを交流しながら深めていくような、そうした場をお願いしますと学校には伝えております。学級懇談会をやってくださいとお願いをしています。

そういった形で家庭の教育力を高めるとか、あるいは道徳のまち笠松ですので、道徳で学んだことを、お母さん、今日はこういう道徳を勉強しましたよ、この資料でやりましたよ、どう思うと親子でその交流をしたりとか、そうしたことが大事ななということをおもっています。そんな形で家庭の教育力は進めていきたいなと思っております。

地域については、答弁したとおり自分探しというふうに思っていますけれども、これについては学校運営協議会がございますので、その学校運営協議会で地域とともにある学校ということで地域の方に入っただいて、それを進めていると。具体的にその形で地域学校協働活動推進委員という方がお二人いらっしゃって、そのお二人のおかげで学校と地域がつながりながら、例えば笠松小学校の学びフェスであるとか、先ほどくり勉フェスティバル、松枝小の木曾川下り、笠松中の面接指導もそうですけどやっただいていただいているところでございます。

そうした充実を図っていくことが大事なと思いますし、もう一つ、二町の教育基本理念として関わりということを上げさせていただきました。関わりこそが地域の教育力を高めるものであるというふうに私は捉えておりますけれども、そのことで子供を媒体として大人もそういったイベントに参加するということが大事なというふうに思っています。ラジオ体操もその一つかなと。

ただ、疑問に思うことが一つあって、昨日のここの答弁ですけれども、学校ではいろいろ生徒指導のトラブルがあっても自分を見詰めて折り合いをつけることを勉強しています。やった行為については、例えば殴ってしまったと、けがさせてしまったと、それはやっぱり謝らないかんけど、その背景にある、どうして起きたんだということは、心の問題については心の問題として、きちっとお互いに理解をしながら寄り添い合って、そして、そのことをベースにまた次の生活を向かっているということなんですね。そうした折り合いをつけている学校教育に対して、地域のごみ問題のああいって何、方法論的にあんたが悪いとか、どうすればいいとか、それが子供らはそうやって折り合いをつけることを学んで家へ帰っている、地域へ帰っているのに、何で地域でそういうことになるんですか。地域の教育力がないじゃないですか、そんなもの。僕は疑問に思って昨日聞いていたんですけど、どう思われますかって聞いちゃ駄目ですね、これは。

本当に対話がなされているのか。ごみ問題にしても、例えば独身でというか1人で生活している人で、ごみ出しに行っても当番をやれと言っても無理なんですよ。じゃないですか。だったら、その人が地域に貢献できることは何ができますかと聞いてあげながら、これはじゃあ免除するけど、一律に当番制じゃなくて免除するけれども、じゃああなたができること、これができるから、ぜひ地域のためにやってくださいねとか、何でそういう話合いができないのかなってつくづく思うんですね、この世の中見ていて。ちょっと興奮していますけど、それこそ地域の教育力じゃないかなって。対話、学校で対話的な学びをやっているんですよ。

答弁になっていますか。いいですか。すみません。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） 最後に教育長の熱い思いを聞かせていただきましたが、笠松町が町全体

で質の高い教育を、地域ぐるみも含めて質の高い教育をしていくということが、昨日も町長さんがおっしゃいました笠松ブランド、その辺りにもっと教育というものも入れていただきながら、笠松って資質高いよと、だから人来てくださいとか人が呼べるような、また一番最初に申しました防災についても、防災に強いまちだよと、いいですよというようなことをアピールしながらよりよいまちになっていくことを私は望んでおりますので、ぜひとも防災・教育についてもいろいろ知恵を絞っていただいて、よりよいまちにするための施策等々を考えていただければなというふうに思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） これをもって一般質問を終結いたします。

この際1時30分まで休憩いたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席は10名であります。

日程第2 第46号議案から日程第13 第58号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、第46号議案から日程第13、第58号議案までの12議案を一括して議題といたします。

第46号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり承認されました。

第47号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり承認されました。

第48号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり承認されました。

第50号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり同意されました。

第51号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

第52号議案 笠松町体育施設条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

竹中議員。

○3番（竹中光重君） 3点ほど質問させていただきます。

南体育館の廃止についてですが、体育館の老朽化により雨漏りがしたり、2階の窓の開閉ができなく常に暗幕が閉められる暗い状態でしたので、廃止することはやむを得ないと思います。

現在、体育館を使用している団体は幾つあるのか、またその団体の年齢層はどうか、まず1点目お尋ねいたします。

次に、これまで使用してきた団体が体育館廃止により活動ができなくなり、困るのではないのでしょうか。今までと同様に使用できる代替施設への配慮はどのように考えているのか教えてください。

最後に、今まで使用してきた団体、うわさで南体育館の廃止を聞いているようですが、この条例が可決された後に対象となる団体に説明会を早急に開催していただきたいと思いますが、その対応について御説明をお願いいたします。以上3点です。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） 質問にお答えします。

まず1点目の現在使用している団体数なんですけど、年間通してでは49団体ぐらいあるんですけど、そのうち1か月で定期的にやっている団体は今7団体あります。平均年齢としますと60歳前後の団体が7団体あるということになります。一番高いサークルでは平均年齢が72歳という状況であります。

2番目に、今している代替施設はどのようなものがあるかということなんですけど、代替施設としては、他の地域への体育施設等、また松枝地域においては学校開放施設の松枝小学校の屋内

運動場、また松枝交流センター、南会館などが考えられます。

また、学校開放については、今現在、平日については午後6時半からの解放となっております。そういうこともありまして、それが学校との調整はありますけど、時間を午後3時半以降、学校に支障ない程度で平日の学校開放ができないかということで、今学校と調整している段階です。調整次第、そういう方向で進めたいと思っております。

また、今後の関係団体の説明なんですけど、条例が可決されれば、広報8月号や各交流センターへの窓口へのチラシの設置、また施設予約システムに、そういう利用ができないよというような情報とか掲示等を考えております。ということで、利用中止の周知活動をしていきたいと思っております。

また、定期7団体については、7団体ですので個別に関係調整し、終了次第、丁寧に説明をしていきたいと考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） ありがとうございます。

南体育館が廃止されれば、松枝の校区では松枝小学校の体育館だけとなります。今までどおり使用してきた団体で松枝校区の、特に高齢者が多い団体ですね、そういう団体には特段の配慮をしていただきたいと。いわゆる笠松や下羽栗校区での施設の代替使用などはちょっと避けていただける方向の考えで御配慮、お願いと要望を申し上げます。以上です。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

田島議員。

○9番（田島清美君） すみません、今ちょっと7団体というふうに言われましたが、具体的にどういったものとどういったものがあるのかというのをまず教えていただきたいということ、今、竹中議員が要望を言われましたけど、これは団体の人が普通に予約システムというふうになってしまえば、どういう団体があるのかちょっと分からないんであれなんですけど、結局下羽栗やほかのところはどうしたって一律予約するときにはなってしまうと思うんですけど、その辺どういうふうになるのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

7団体については種目でいいますと、ソフトバレー、あと太極拳、インディアカ、この3種目が定期的でやっております。活動時間としては、1団体を除くと午前中が1団体、あと昼間1時半からが残りの5団体、あと1団体が夜使っているという状況になっております。

それで、極力は松枝の屋内体育館、松枝小学校を3時半からにすることによって、ある程度

の松枝地区での活動が可能になるのではないかなと思っております。ただ、夜についてはどこの施設も取り合いになっているという状況にあり、そのために施設予約を入れているということで、最終的にはそこを優遇するという事は多分難しいのかなということで、予約システムを使って抽せんに入っていただくという、あとは空いているところに入っていただくというとしかこちらとも言えない状況にはなっておりますので、極力松枝地域で完結できないかと思っておりますけど、全てが完結できるということは今の段階では、ちょっと午前中だと学校もありますので、基本は学校の授業が優先になりますので、その辺はちょっと難しい部分もありますけど、極力は松枝の学校の体育館で活動はできないかなと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） 南体育館なんですけど、ここに使われている方々から、もう本当に二、三年ほど前から、体育館が痛むたびにちょっと声かけいただいて、その都度教育文化の皆様へ御対応をいただいていたんですけど、今回、先週の議案の説明のときに今年いっぱい廃止の方向ということで、その話で、先週の水曜日と木曜日に使われている団体の皆さんのほうへ、ちょっと来て話をしてほしいということで話をしに行ったんですけど、今回この議案が出ているんですけど、今南体育館が恐らく来年の3月まで使用できるというふうで多分延命化がされていたと思うんですけど、現在の町内の皆さんが知っている南体育館の延命化というのはいつまでで、それはいつ頃に周知されたんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

延命措置をいつまでするかということは一度もお答えしてなくて、使える限りは使うという表現をしているということで、それが今年度年末、12月末で使用を中止するという事になったということで、3月まで延命をするというような表現はしておりませんので御理解をいただきたいと思えます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） 分かりました。

ちょっと、ではそこは多分私の勘違いでしたので、すみませんでした。

あと、使われている方からのちょっと御要望を預かってきているんですけど、建物が52年たっているということで、老朽化でいずれは使えなくなるというのが今回来たということで、そこはおおよそ納得いただいていたんですけど、今使われているところの使用料金が、例えば、松枝の小学校の体育館に行くとか、どこかで使われるときに金額が多少上がることになる可能性があるということで、皆さんが心配されているのは、自分たちの都合で移るわけではな

いので、もしその場合は料金をちょっと考慮いただきたいという御意見を預かっているんですけど、そこはいかがでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

料金については各施設ごとで決められた単価を決めております。それで、施設がなくなるといことで利用者の利便性は必要なんですけど、基本的に安ければ利用者は全ていいと思いますけれども、あくまで維持管理をしていく中で、今決めている施設、使っている施設を変わったから料金をそれに換えるということはおかしいんじゃないかなと私は思います。

ということで、上がるにしても最終的には3年ごとに料金の見直しをします。空調が高いとかという話もありますけど、それも含めて全体の今後の財政状況も含めて料金改定は3年後に見直す予定になっておりますので、そのときにはある程度の料金がまた一律利用施設によって変わってきますので、今回に限って移動するから料金をということは考えてはおりません。

○議長（伏屋隆男君） 代替施設に行ったときにはどのぐらいの幅で料金が上がりそうやというように、具体的に何でもいい、倍になることはありませんよとか、90円とか100円の単位でという。

○教育文化部長（天野富三君） すみません、料金は南体育館から松枝小学校に、1時間の単価なんですけど、100円も200円も上がる場所ではない、その範囲内で金額が、ちょっと正確な数字はちょっとごめんなさい、手元に資料がないですけど、そのぐらいの金額に1時間当たりの金額が100円から200円の間ぐらいの上がりになりますので、そこまで負担はないかなと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

川島議員。

○8番（川島功士君） すみません、ちょっと関連で、実は体育館って私が小学校1年生に入学したときにできた体育館で一番最初に入学式をした人間なんですけれども、あのときちょうど前にある県道を渡る歩道橋も一緒にできたんですよ。多分同じぐらいの古さだと思うんですけども、あの歩道橋については大丈夫なんでしょうか。その辺のところ、あれは県のものではなくて町のやつだと思うんですけども、その辺の耐久性については、毎日子供が通るところですし、問題はないんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

あちらの歩道橋の管理につきましては岐阜県が管理しておりまして、数年前にそれぞれの調査も済みまして、議員さんも覚えてみえるかもしれませんが、周りにカバーをかけて補修等々

もかけておりますので、今のところはあちらに関して町のほうに情報は入っておりません。まだ安全に使えるというものだと思っております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

第53号議案 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

第54号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。どうも御苦労さまでした。

延会 午後1時50分